

奈良市もてなしのまちづくり推進委員会

【第6回会議録】

1. 日時 平成22年6月29日(火)午後2時から

2. 場所 奈良市役所中央棟5F キャンベラの間

3. 出席者

【委員】	村上良雄委員長 奥西正博委員 崎山昌彦委員 佐野純子委員 中山徹委員 野原純子委員
【市職員】	企画部長 観光戦略室長 事務局(企画政策課)
欠席	根田克彦副委員長 佐川肇委員 中野聖子委員

4. 開催形態

公開(傍聴人 0人)

5. 会議次第

- (1) 奈良市もてなしのまちづくり顕彰規則(案)について
- (2) 奈良市もてなしのまちづくり推進団体登録制度(案)について
- (3) 奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画実施について

6. 会議資料

- 資料1 奈良市もてなしのまちづくり顕彰規則(案)
- 資料2 奈良市もてなしのまちづくり顕彰推薦書
- 資料3 もてなしのまちづくり顕彰審査基準
- 資料4 もてなしのまちづくり顕彰に係る審査の流れ
- 資料5 奈良市もてなしのまちづくり推進団体登録制度について
- 資料6 もてなしのまちづくり推進行動計画
- 資料7 奈良市もてなしのまちづくり推進協議会会則(案)

7. 議事の要旨

本日はお忙しいなか、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。
ただいまから、第6回奈良市もてなしのまちづくり推進委員会を開催させていただきます。
本日の司会を務めさせていただきます企画政策課の米田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
→配布資料の確認

【村上委員長】

皆さん、改めましてこんにちは。

前回の会議が3月の初めで、寒い時期だったと思います。今日は具体的に顕彰の規則、それから推進団体の登録、それから行動計画を実際に実施していくことにかかる皆様方のご意見をおうかがいする委員会ということで、開催させていただきたいと思います。

では、次第の第1番目の奈良市もてなしのまちづくり顕彰規則（案）について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

→奈良市もてなしのまちづくり顕彰規則(案)についての説明。

【村上委員長】

同時に資料4もてなしのまちづくり顕彰に係る審査の流れについても説明してもらったほうがわかりやすいのではないのでしょうか。

【事務局】

→もてなしのまちづくり顕彰に係る審査の流れについての説明

【村上委員長】

ありがとうございました。今説明いただいた規則と、それから審査の流れの案について、質問あるいはご意見がありますか。

基本的な点の確認なのですが、この顕彰規則は市の規則として定めるということでいいのですか。

【事務局】

はい。顕彰規定そのものは条例で規定されております。また、顕彰を実際に行う上の規則を定めるかたちになります。

【村上委員長】

もう一点確認ですが、資料3のもてなしのまちづくり顕彰審査基準での審査は、この推進委員会で行うということでよいのでしょうか。

【事務局】

顕彰を年に1度行う予定です。その審査をこの推進委員会の皆様をお願いします。

【奥西委員】

顕彰規則(案)の第6条で、「顕彰は随時行うものとする。」との表現になっていますが、それが年に1度ということですね。

【事務局】

はい。行動計画において、年に1度の顕彰を行うものとなっています。随時というのは、顕彰の時期を規定していないため、例えば12月、もしくは3月に実施するということは、推進委員会での決議になりますので、このような表現になっています。

【奥西委員】

資料3 顕彰審査基準について、どのような仕組みになるのか再度説明をお願いします。

【事務局】

→資料3 もてなしのまちづくり顕彰審査基準についての説明。

【奥西委員】

基礎採点項目のほうは数値化できるということですね。

【村上委員長】

委員の皆様、採点方法をご理解いただけましたか。

【野原委員】

委員会全体で採点するのか、各委員が採点するのかどちらでしょうか。

【事務局】

各委員で採点していただき、その結果を委員会に諮ることになります。

【野原委員】

各委員が審査する採点の持ち点はどのように考えておられますか。

【事務局】

→採点方法について説明。

【野原委員】

よく分かりました。

【事務局】

採点配分については、推進委員会でご議論頂ければと考えています。

【村上委員長】

そうですね。採点配分については、客観的な部分と主観的な部分の詳細を決めることが必要ですね。

【奥西委員】

委員各自によって裁量余地が大きくなると、非常に悩みますからね。

【事務局】

このあたりも含め、今後ご判断をお願いします。

【村上委員長】

他の委員の方、質問はありませんか。

【佐野委員】

基礎採点項目をどのように掲げるかによって変わってきますね。

【事務局】

現段階では、そこまで具体的に考えておらず、次回以降に詳細をつめて頂きたく上で、今回提起させていただいています。

【奥西委員】

何項目ある採点の方法が難しいですね。

【野原委員】

審査員の主観もあるということですね。

【事務局】

今回ご提示させていただいた採点表は、案として客観的な採点が半分、主観が入る部分が半分という形にしています。

【中山委員】

仮にこの方法で採点すると、平均的に優れているものが選考されると思います。私自身は、この理念はすごいとか、独自性とか、そういうのも評価したいような気がします。

【村上委員長】

選考にあたっては、ある程度の幅が必要と思います。あんまりガチガチに固めないほうが良いのではと思います。

【事務局】

そういう意味で半々にさせていただいているところです。

【野原委員】

この顕彰制度の目的をたくさんの市民の皆さんにしっかりわかっていただくことが大切ですね。

【事務局】

広報啓発がいちばん最初の柱で、計画されています。また、どうかたちで応募なり他薦が出てくるか、どんな活動が出てくるか、今のところ予測できません。

【中山委員】

採点制では平均的なものがかなり良くなるような傾向がありますね。第1審査では、点数化で絞り込んで、あとは全員で議論とか合議制でやっていくほうがいいのではないかと思います。点数だけでは、趣旨に合ったものになるか疑問です。

【野原委員】

最終的に選ばれた団体を、もてなしの模範的な活動として紹介するということですね。

【事務局】

そうです。もてなしのまちづくりをしていただいている団体の方、個人の方いろいろ活動しておられると思います。最終的に選ばれた団体が平均的なところに落ち着くのか、あるいは特色的なものを顕彰対象にするのか、どこにポイントを置くかを推進委員会でご議論いただきたいと考えております。

【村上委員長】

選考については、配点による採点、審査および推進委員会委員に協議するかたちで良いと思います。

【企画部長】

今、顕彰制度についてご議論いただいておりますが、特にこういう顕彰する際の基準をきちんと決めておく必要があります。

また、情報公開についても、審査の内容や選考基準など明確で客観的に説明できることが必要です。

【村上委員長】

事務局から提示があった基準を基に、最終的には委員会によって選考することによろしいですか。

【企画部長】

この規則で見る限りではちょっとわかりにくいのですが、「者」という表現にしているのは、個人または団体と解釈していいのか。

【事務局】

この件ですが、現在調査中ですが、「者」としているのが団体を対象にするには難しいとの見解があります。

資料2の別記様式第4条関係の奈良市もてなしのまちづくり顕彰推薦書の推薦者としましては団体の方に推薦してもらうことについては構わないのですが、被推薦者、推薦を受けられる方については、今の規定では、団体というのは難しいとのこと。

団体が該当するか否かを調査しておりますが、今のところ個人が対象になります。

対象範囲が絞られてしまうので、そのあたりを法令担当課と調整しているところです。

【村上委員長】

団体の代表を選ぶということはいけるのでしょうか。

【事務局】

団体の代表というのも難しいところです。

【村上委員長】

代表者を個人として顕彰するというのはどうですか。

【事務局】

今の段階では、お一人で活動されているようなことでないと該当しません。

【中山委員】

団体が該当しなくなれば、かなり絞られてしまいますね。

【事務局】

条例の規定の19条を確認頂きたいのですが、市長は、もてなしのまちづくりの推進に著しく貢献し、他の模範となると認められる活動を行った者を顕彰することができる。となっています。

【企画部長】

この者は別に個人でも団体でも通用するのではないのか。それを、個人対象とするか団体も対象にするかというのは、規則あるいは基準で定めることができるのではないのか、これをもって個人と特定はできないのではないのか。

【事務局】

その者が漢字で表記されています。これが平仮名であれば、団体・個人というようになるのですが、条例のほうは者が漢字になっています、これは人を表してしまうということです。

【企画部長】

顕彰規則のほうは平仮名になっているのか。

【事務局】

条例と同じように漢字の者になっています。

【村上委員長】

ということは、団体は対象外ということですね。

【崎山委員】

団体の代表者ぐらいまでは何とか該当したいですね。

【佐野委員】

団体が該当しないにしても、声かけ合ってグループが出来上がったりしますよね。個人のみというのはどうでしょうか。

【野原委員】

個人を表彰や推薦したら、その人がたまたまどこかの団体の代表であったということはありませんよね。

【崎山委員】

必然的にそういうこともありますね。

【野原委員】

個人であれば、その人は1つじゃなくても2つ、3つの団体で活動しているということもありえますね。たとえば広く多くの人たちと手を繋ぎ合って活動している会のリーダー格の人たちは全然該当しないのですね。そしたら団体活動では評価されないとのことですね。

【事務局】

そういうことになります。

【野原委員】

たとえば奈良のことを全国に伝えるために、100件回りましたとか、写真集で紹介しました、そのようなもてなしの啓発を行った方が顕著な行動をしているとして該当にするのですか。

【事務局】

今のところ条例をそのまま適用するとなりますと、個人に限定されます。

【中山委員】

やはり、当初の趣旨からいうと団体も該当するように、なんか工夫して直したほうが良いと思います。

【野原委員】

偏りますね。個人だけになると、よほど目に見える活動をしているとかになりますね。

【崎山委員】

難しいですね。

たとえば、個人としてはもてなしの後継についてはいろいろと活動されています。これをもてなしということについても評価しますよというような考え方なのか、それとも〇〇川をきれいにしている1人をたまたま見つけましたと。何々さんです、というようなことを審議していくのか。たとえば〇〇川をずっと10年も20年も掃除している人を見つけるとか、顕彰の仕方が大きく変わってくると思います。

【野原委員】

今回の顕彰制度が新規性を重視するのか、他で何回も表彰されている方も対象にするのか、という基準を明確にする必要がありますね。

【村上委員長】

漢字の者というものが、個人だけで団体は含まれないという、法令の文言の解釈はそういうことで間違いないのですか。

【事務局】

奈良市の場合はそのような解釈を適用しています。今回改めて分かった状態です。

【村上委員長】

しかし今、議論しているように、仮に団体の代表に当たる人が、その団体の活動や、その団体を表彰できないということであれば、団体の長、代表として個人をもてなしのまちづくりの顕彰するというのは良いと思いますが、それもダメになりますか。

【事務局】

団体の長や名称は表記できません。個人名のみになります。

【崎山委員】

それは良いと思います。

【奥西委員】

団体名を書いたら表彰できない。

【佐野委員】

審査内容をどのようにすれば良いのですか。

【崎山委員】

セクショナルに、個人部門と団体部門と分けたらどうでしょう。それはまた後の議論になると思いますが。

【奥西委員】

それともうひとつ確認なのですが、団体の登録制度とはどのように考えたら良いですか。

【事務局】

これまで委員会でも団体もしくは個人という考え方で、議論していただいたと思います。顕彰するにあたって登録制度だけでなく門戸を広げて団体を抽出していく方法を並行して考えておりました。しかし、今回矛盾が生じて、登録については団体もしくは個人になりますが、顕彰については個人だけなので登録制度とマッチングするところはかなり少なくなってしまう、ということになります。

当初、登録制度もあって、それ以外の推薦もあってという、いろんな団体の中から推薦団体を挙げていただいて顕彰していただくという趣旨だったのですが、顕彰自体が個人となりますので、登録された方や団体の情報もしくはイベント情報提供という広報活動のみというかたちになります。

【崎山委員】

確認なのですが、条例制定を協議しているなかでは、顕彰についても団体を含むかたちで議論していました。今回の資料の作成段階や、新たな見直しで、該当する対象の認識を変えられたのでしょうか。

【事務局】

変えたのではなく、条例の者では、団体が該当しないことが判明しました。

【崎山委員】

漢字の者によって解釈が異なってしまったとのことですか。

【事務局】

そうです。

【崎山委員】

どうしましょう。

【野原委員】

間違いということもあると思います。修正や差し替えとかいろんな方法もあると思いますので、もう一度検討することも必要と思います。

【企画部長】

本来これは、条例作成時に平仮名の「もの」にしておくべきだったということだから、それなら条例改正しないといけない。奈良市の表彰条例で、これも昔は個人だけを対象としていた。ところがこれも団体も対象にすべきとの経緯があり、同じように者を平仮名のものに条例改正した事例があります。必ず条例改正しないとこの者では個人という考え方になります。

【村上委員長】

拡大解釈はできないということですね。

【企画部長】

できないです。条例改正する方法しかありません。

【崎山委員】

ちゃんと前例があるのですね。

【企画部長】

昔は個人だけを表彰していたのですが、やはり団体もすべきとの議論から、条例改正をしています。簡易な修正ですから、議会のほうにも説明できます。

【崎山委員】

大変な作業になりますか。

【企画部長】

作業としてはそれほどかかりません。ただ議会日というのが決まっていますので、今すぐというわけにはいきません。議会に提案して条例改正の手続きをする作業になります。

【崎山委員】

逆に今日発見できたことがよかったのですね。

【企画部長】

ただ、市長の提案になりますので、それでいきましょうという改正案で市長決裁が必要です。

【村上委員長】

それでは今、提案頂いた条例改正の方向で検討していただくというのがいちばんの解決策と考えられますね。

【企画部長】

委員会の総意であればそれで問題はないと思います。

【村上委員長】

個人だけでなく団体も顕彰の対象にするということで、問題ないですか。我々議論してきた方向ですので、異論がなければ条例改正の方向で検討していただくということで、よろしいですか。

【委員】

異議なし。

【企画部長】

事務局で対応いたします。手続き的には市長決裁になるのでご了承をお願いします。話違いますが、条例を受けて顕彰規則案ということで事務局提案させてもらっておりますが、規則までいかなくても基準でももう少し詳細な事項をまとめたほうが良いように思います。

【村上委員長】

そうですね。それでは条例を改正していただく方向の前提で以降の議論を進めたいと思います。

【中山委員】

規則3条の確認ですが、企業がその普通の企業活動、社会貢献事業とかじゃなくて、たとえば旅館の人がものすごく良い接客をやって非常に全国的に有名になったという企業活動そのものでも対象になるという理解でいいのですか。

【村上委員長】

今の例で言えば、対象になると思います。他の委員の方、ご意見ございませんか。

【野原委員】

対象外となるのは、どんな方になりますか。

【中山委員】

宗教の関係とか政治活動とか、あと公職の方と書いてありますね。

【崎山委員】

それ以外はいいという方向ですよ。

【事務局】

事務局でもそのあたりは一旦考えて議論出ておりました。第3条第2項の規定と、第3条第1項で、他の模範となるとの文言によって、該当者を振り分けられるのではないかと考えております。

また、第2項の1つの方法として利益活動を除外する考え方もあったのですが、利益活動については、あえて入れていない経緯でございます。

【村上委員長】

今も議論が出たまま3条ですが、3条の第1項の1号と2号、これを分ける意味がよくわからないのですが。市内に住所を有する者と、市内に住所を有しない者、との区別があるのですが、それ以後は、主に市内でもてなしのまちづくりを推進する活動を行うものであること。ですよ。つまり、奈良市内でもてなしのまちづくりの推進を図る活動を行ってれば良いとのことですね。

【崎山委員】

たとえば郡山の人が奈良市に働きに来ていても該当する意味ですね。

【村上委員長】

1号2号を分ける必要はないのではと思いますが。

【企画部長】

市外の人でも該当する旨を強調しています。

【野原委員】

市内に限らずということですね。

【事務局】

そうです。市内外問わずということで、文言を検討いたします。

【村上委員長】

他に、この顕彰規則に関して何かご意見がありますか。

【企画部長】

顕彰で随時という表現があるが、具体的に明記されていないのは、推薦をいつに挙げるとかということによって、顕彰時期が決まってきます。事務局としては年1回ぐらいと考えています。

【事務局】

後で議論いただくかと思っていたのですが、年度単位で顕彰するのか、年単位で顕彰するのかによって、推薦いただく時期が変わってくると思います。案としては、年度3月末の顕彰時期で、活動については、1月から12月までの間。12月以降に推薦をいただいて、3月に顕彰していただくというかたちがいいのではないかと案として出させていただいております。

ただ、これは年でとらえるか、年度でとらえるかによって変わってきます、その辺りは委員会で決めていただければと思います。

【村上委員長】

この件について、何かご意見ありますか。

【崎山委員】

今の事務局の提案である年度で良いのではないのでしょうか。

【村上委員長】

よろしいですか、その点は。

【委員】

異議なし。

【村上委員長】

それでは、次の項目に移りたいと思います。

奈良市もてなしのまちづくり推進団体登録制度について、事務局のほうで説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

先ほど、委員会としては、顕彰規則の中で団体及び個人という見解をいただきましたので、改めてこの推進団体登録制度について説明させていただきます。

→資料5 奈良市もてなしのまちづくり推進団体登録制度について説明。

【村上委員長】

ありがとうございます。今説明していただいた団体の登録について、何かご質問、ご意見ありましたらお願いします。

【中山委員】

もてなしのまちづくり推進協議会とはどんな関係になるのですか。

【事務局】

登録制度と推進協議会とは直接関係はありません。ただし、推進協議会を立ち上げるうえで、この募集团体の中から協議会発足について議論が出てくればと期待しています。

それに向けての前段階としまして、団体登録制度の広報と活用を考えています。

【中山委員】

推進協議会については、たくさん議論した記憶があるのですが、団体登録の議論がどのような感じだったか思い出しています。

【事務局】

情報登録させていただき、発信していきます。たとえば個人の方が、どういう活動があるのかということで、情報を収集され、団体の方に連絡をとられたり、あるいは活動のなかに参加されたりというようなことも期待しています。それらの窓口的な情報を共有できる場が必要かと考えております。

【崎山委員】

この団体の中には、企業は入りますか。

【事務局】

推進団体の定義としましては、4番、2ページ4番で定義させていただいていますが、自治会、NPOとかボランティア団体等、4番の団体で、企業をどのようにとらえるかですが、この要項の中では企業は想定しておりません。

【崎山委員】

ということですね。

【事務局】

4 ページの推進団体の欠格事項の中には、営利目的を掲げている活動をされている所を挙げておりません。排除していくのか、より明確にするということであれば、文言的を付け加えたり、あるいは訂正が必要かと思います。

【崎山委員】

推進団体の登録制度があつて、その後に協議会を設立する方向の道筋になっていくというプロセスですね。

【事務局】

そのように考えています。

【村上委員長】

登録制度はよろしいですか。

【委員】

異議なし。

【村上委員長】

はい、それでは団体登録については、委員の皆さんの了解をいただいたということで、次の案件に移ります。3番目の、奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画実施について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

→奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画実施について 説明。

【村上委員長】

ありがとうございます。それでは今説明していただいた推進行動計画ならびに協議会について、ご意見ご質問ありましたらお願いしたいと思います。

これについては、この委員会の前の条例の検討委員会の時でもさまざまな議論をしたところでした。実際、実動するのも委員会がやればよいという意見も強力にあったと思います。それとは別に、推進委員会は行動計画を策定して、それを市長に答申して、市が決定する。実際の実行は、いろんな団体が加わった協議会がその行動計画を実行に移すというシステムに、条例上でなっていますし、この委員会でもそういう格好で議論しているわけです。協議会を立ち上げるにあたって、いろんな団体に呼びかけて、市の条例に基づく行動計画をしてください。また、ほかの団体の人たちをお願いして事務局もそちらで、予算も出し合って運営していただきとして、いろんな団体がそれを受けられるでしょうか。実際問題としてリアリティに欠けるのではないかと思います。

【事務局】

推進委員会の事務局は引き続き、企画政策課で受けます。推進委員会と協議会の違いと言いますのは、顕彰や、今度の推進行動計画進捗会議については、推進委員会のほうでやっていただく予定です。状況によっては、行動計画の変更も委員会をお願いすることになるかと思います。

一方、協議会につきましては、実行部隊で運営していただく形になります。やはり事務局としましても、協議会メンバーからしていただくのが良いと思っています。予算につきましては、現在のところ市として予定しておりません。

【村上委員長】

事務局をもっていくアテのある団体というのは市で考えておられるところがあるのですか。

【事務局】

特にありません。前年度3月の第5回の推進委員会の時に協議会の立ち上げにつきましてはまた推進委員の皆様にご助力をお願いしますということでお願いさせていただいていました。具体的なイメージは、またご議論いただければありがたいと思います。

【村上委員長】

他の委員の方々、ご意見ありますか。

【崎山委員】

ある程度登録団体が挙がってくるのを待っているだけでは、登録は少ないと思います。

【野原委員】

予算は必要ですね。予算がない状態で、積極的な活動の展開は難しいと思います。

協議会というのは、よほど手を添えているような準備段階をつくって全部完成整備してスタートするような格好でないと動かないかもしれませんね。

【企画部長】

推進委員会は市の附属機関として、事務局を企画政策課としています。

今後、結成をいただく協議会は、しみんだよりやホームページを通じて登録団体を募集します。その方々も含めた集合体としての協議会になります。協議会の中で、会則や役員等を定めていただいたら良いかと思っています。会を運営していくには、どうしても経費がかかりますが、今年度市のほうでは予算化をしておりません。来年度以降、協議会に対しての補助金などの支援を検討する必要があるかと思っています。ただそれを行う際にも、ある程度経済基盤が協議会にないと、全面的に市で経費を補助しますという考え方は出てこないと思います。市民参画の条例の趣旨からも外れてしまいます。

【野原委員】

すごくよくわかります。

【村上委員長】

他いかがですか。

【中山委員】

協議会会則の案がありますが。

【村上委員長】

協議会の会合で決定していただくということです。

【中山委員】

たぶん突然集まってきた団体も何をどうしたら良いのか悩むところですね。

【村上委員長】

もてなしのまちづくり推進委員会、この委員会で行動計画を決めて、それを実行してくださいということで、協議会に投げるかたちになりますが、自主的に集まって協議会ができ、もてなしについて市民サイドで議論をして行動計画を作り上げて、実行しようというそういう下からの盛り上がりでできる協議会とは趣を異にするものがありますね。

このまま放っておくと、この協議会の一員になりますと手を挙げて来てくれる団体があるとも思えないですね。何らかの働きかけをしないと、また先ほどの登録団体の登録を申し入れて届けを出した団体もそのまま横滑りで協議会の一員になるとは思ってもいないでしょう。自主的で主体的に協議会の一員として、もてなしのまちづくりに関わるというスタンスで集まってくれる団体をどれだけ確保するかというのが、いちばん大事な点になってくるのではないかと思います。

他の委員の方、いかがですか。

【野原委員】

この推進協議会についても、もうちょっと緻密な、具体的な行動計画のうえにいったい何をどうするかというところまでの細部にわたり、推進委員会が組み立てする役割になると考えています。協議会に注ぎ水をちゃんと行い、パイプを通すような流れのような、緻密な作戦や、戦略を作っていくという時期ではないかと思います。

【村上委員長】

このまま置いといて、協議会が設立できるものでもないで、やはりどうかたちで協議会を設立していくのかというのはやっぱりシナリオを描いていく必要がありますね。それに基づいて積極的に動かないと、協議会そのものもできないと思います。

条例の検討のときも、実施にあたる組織は別に協議会を作ろうということに最終的には落ち着いたのです。

だから、どういふもっていき方をするのかというのは、やっぱりもう少し具体性のある中身で考えていかなければなりませんね。

【事務局】

今の状態では協議会の立ち上げというのは難しいと言いますか、困難かなという気持ちは持っています。登録制度で、ある程度団体の登録の様子も見ながら進めたいと思っています。

先日から行政の窓口や自治会に概要版の配布をさせていただいております。また、ボランティアセンターの方からも、もてなしのまちづくりの推進行動計画について説明してほしいというような要望もあり、徐々にそれらの動きで広がっていけばと考えています。それに加え、推進委員会委員の皆様方にお力添えをお願いできればと思っています。

【崎山委員】

その辺りは協働で進めたら良いと思います。そうでないと、全て市に委ねてもたぶん出来ないと思います。各委員さんの幅広い人脈、ネットワークを駆使してすすめる方向が良いのではないのでしょうか。

【村上委員長】

一応予定の時間になっていますが、この協議会について他ご意見ありませんか。無いようでしたら、協議会については、もう少し継続協議ということでよろしいですか。団体の登録準備はもう始めていただくということで。

【事務局】

ここに紹介いたしました、奈良の地でのイベントで何らかのもてなしに関する活動ができればと考えているのですが。この9月、10月のイベントには間に合うようにと当初スケジュールを組んでおります。協議会がそれまでに立ち上がっていれば問題ないのですが、スケジュール的に、登録団体を待つという話になると、今年の秋のイベントに、実行に移していただく団体が少なく厳しいと思います。

【村上委員長】

ここに書いていただいている秋のイベントに合わせてPRするとか、話題性がないと広まらないし、認知していただくのにも、こういうチャンスを使わないと広がらないと思いますね。

だから、この期間に何らかのアクションを起こすというのがやらないとほんとに広がらない。知っていただくチャンスを、大きなチャンスがあるのにそのまま何もないうまに流れるというのは勿体ないというふうに思いますね。

協議会が立ち上がってなくてもできる顕彰制度を何らかのかたちでPRする、自薦他薦の呼びかけの

ようなものがこの間にできるとかですね。

【崎山委員】

何か広報的にパンフレットとかチラシとかリーフレットとか、予算的にはもうないのでしょうか。

【奥西委員】

たとえば采女まつりに実施する際、具体的に何かイメージされているものがあるのですか。

【事務局】

采女祭は、猿沢池周辺で行われるので、たとえばその周辺の団体や登録団体方に、もてなしの行動計画で謳っていただいた具体的なその取り組みを実施やPRしていただければと思っています。その時点で協議会ができていれば、協議会として広報やアンケートとか、奈良に来られてどんな感じでしたかというようなアンケート調査ぐらいは今の段階では可能かなと思います。先ほど言われたように、広報のチラシを作成や配布については、市のほうでは予算的にはないので、協力頂ける団体等で用意していただければと考えます。市独自では、アンケート、PR程度は可能と思います。

【崎山委員】

いずれにしても、8月ぐらいに1度集まったほうがいいのではないのでしょうか。

【村上委員長】

委員会の予定ですが、今年度の委員会日程はどのようになりますか。

【事務局】

予定として、あと3回の集まっていただくこととなります。3回の内1回は顕彰となります。評価を行うのに1回、顕彰関連で2回となります。その他協議会の運営に関すること等で1回集まっていただく経費は見ています。しかし、それ以上の会議自体は可能ですが、経費予算はありません。

【崎山委員】

ということを踏まえて次はいつになりますか。

【村上委員長】

それは早いことにこしたことはないと思います。

【事務局】

協議会設立に向けたネットワークづくりが必要となります。まず協議会に参加していただけるかどうかとした会合、それと行動計画と各団体の意向との調整も必要かと思えます。

【村上委員長】

事務局としては、次回の委員会はいつ頃と考えておられますか。

【事務局】

協議会設立に向けての会議になりますから、これから広報させていただいて、登録制度である程度の団体のメドがついた段階で集まっていただくように考えています。ただ、発足時の協議会規模をどうするかによって会議時期が異なるように思います。

【村上委員長】

どうかたちにしましょうか。たとえば10団体でも集まったら、今後どのように協議会に加入団体を集めるのかという議論になるだろうし、20団体だったら具体的に協議会の運営や構成を議論するかたちになりますよね。

少し様子を見て考えましょうか、2か月後ぐらいでどうでしょう。

日程調整はまた後日事務局でお願いします。

他にご意見なければ、今日の委員会を終わりたいと思います。

【事務局】

どうもありがとうございました。次回の会議の日程につきましては、また調整させていただいて、またご連絡させていただきたいと存じます。

これをもちまして、第6回奈良市もてなしのまちづくり推進委員会を終了いたします。皆様どうもありがとうございました。